

## 本山町畜産農家生産安定支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、出産後の繁殖雌牛（以下、「繁殖牛」）に対して濃厚飼料（以下「飼料」という。）を支給することによって、出産によってダメージを受けた繁殖牛を正常な性周期への回復を図り、分娩間隔を短縮することで農業所得の向上に資するほか、畜産農家の飼料費の軽減を図り畜産業の継続及び生産安定を図ることを目的とする。

### (支給要件)

第2条 飼料支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、申請日時点において町内に畜舎を有し、その畜舎で経営を行っている畜産農家とする。

### (支給の申請)

第3条 飼料の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象繁殖牛の出産後、3か月以内に濃厚飼料支給申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

### (支給の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、濃厚飼料支給決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。

### (支給方法等)

第5条 飼料は、出産した繁殖牛1頭につき、月に60kgを3か月間与えることを限度及び条件として、飼料支給決定通知の翌週に現物支給する。この場合において、飼料は町が調達し、直接申請者に配達、もしくは申請者が、町が飼料を発注した店舗で受取りをするものとする。

### (届出の義務)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、濃厚飼料支給変更届（別記様式第3号。以下「変更届」という。）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 飼料の支給が必要なくなったとき。
- (2) 飼料支給対象の繁殖牛が死亡したとき。

### (支給の取消し)

第7条 町長は、申請者又は支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給の決定を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、支給を受けているとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、飼料の支給を受けることが不相当と町長が認めるとき。
- 2 町長は、申請者又は支給対象者が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、申請者又は支給対象者に、既に支給した濃厚飼料分の金額の返還を求めることがある。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。